

平成28年(行ウ)第195号、同第205号、同第212号  
原告 山崎 彰 外120名  
被告 国

## 原告ら準備書面(2)

～被告第1準備書面に対する認否・求釈明～

平成29年2月 日

大阪地方裁判所 第7民事部 合議1係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 森 川 明  
同 高 木 野 衣  
外

### 第1 被告第1準備書面「第2」に対する認否

#### 1 第1項(国民年金制度の概要)について

認める。

ただし、国民年金においては、被保険者の拠出する保険料のみでなく、国庫負担が2分の1あることから、老齢期における所得保障が制度の基本的柱である。

#### 2 第2項(厚生年金保険制度の概要)について

認める。

ただし、昭和29年5月19日法律第115号の改正の目的は、戦後の経済状態に対応する一時的な処置が取られていた厚生年金制度を、恒久的な制度に戻すことであった(乙全第4号証13頁)。

#### 3 第3項(老齢年金及び老齢基礎年金制度の沿革)について

##### (1) 第3項(1) 厚年法による老齢年金制度の概要

認める。

ただし、厚生年金の目的は、労働者の老後の所得保障の中心的役割を果たすものとされてきた(乙全第4号証621頁)。

##### (2) 第3項(2) 国年法による老齢年金制度の概要

認める。

##### (3) 第3項(3) 昭和60年改正法による老齢基礎年金制度の創設

認める。

#### 4 第4項（老齢年金及び老齢基礎年金制度における年金額改定の経緯）について

##### (1) 第4項（1）昭和48年法改正前まで

###### ア 第4項（1）ア（国年法の老齢年金について）

第1段落は否認し、第2段落は認める。

老齢年金の本質的目的は老齢期における所得保障であり、収支の均衡は、保険者である国の責務に過ぎない。よって、年金額調整において第一に考えるべきは、国民の生活水準の維持であり、収支の均衡ではない。

###### イ 第4項（1）イ（厚年法の老齢年金について）

認める。

ただし、厚生年金においても、その本質的目的は、老齢期における所得保障であり、収支の均衡は保険者である国の責務に過ぎないことは、老齢年金と同じである。

なお、財政再計算においては、受給者である国民の意見、国会の審議を踏まえて給付内容や将来の保険料水準の見直しが決定され、民主的な手続過程が担保されていたが、平成16年法改正の財政検証はそのような過程を欠くものであった。

##### (2) 第4項（2）昭和48年法改正について

###### ア 第4項（2）ア（物価スライド制の導入）

認める。

物価スライド制は、物価指数の算出方式が、高齢者の生活実態を正確に反映するものではないという問題があったが、年金の実質的価値を維持することを重要な目的とする制度であった。

###### イ 第4項（2）イ（賃金再計算の導入）

認める。

###### ウ 第4項（2）ウ（昭和48年改正法以降の年金額の改正）

認める。ただし、被告は年金受給者をとりまく諸情勢を考慮し、物価スライドの実施時期を繰り上げ、あるいは物価変動が5%を超えない場合であっても物価スライドを適用する等、年金受給者の生活の安定を図るための措置を講じ、対応してきた。

##### (3) 第4項（3）昭和60年改正法について

認める。

ただし、昭和60年改正法による旧法から新法への移行は、国民年金、厚生年金の大改悪を伴ったものであった。

##### (4) 第4項（4）平成元年の法改正について

認める。これは、年金額の実質的価値の維持に万全を期するものとして導入されたものである。

(5) 第4項(5)平成12年の法改正について

認める。

## 5 第5項(特例水準の発生及びその解消に向けた方策)について

(1) 第5項(1)特例水準の発生について

ア (1)ア(平成12年度から平成14年度の年金額の改定について)概ね認める。

ただし、「本来水準」「特例水準」というのは、被告が事後的に便宜上設定した呼称に過ぎず、法文上にそのような文言はない。

イ (1)イ(平成15年度及び平成16年度の特例法)

認める。

(2) 第5項(2)平成16年改正法によるマクロ経済スライドの導入

マクロ経済スライドの仕組みについては認めるが、将来の現役世代の過重な負担を回避するとの制度趣旨については争う。

(3) 第5項(3)特例水準の解消に向けた方策

ア (3)ア(平成16年改正法)について

平成16年改正法により「マクロ経済スライド」が導入されたことは認める。ただし、平成16年改正法の立法趣旨については争う。

なお、平成16年改正法では、マクロ経済スライドの導入だけでなく、消費者物価指数と名目賃金変動率とを比較して、小さい方の比率で年金額改定を行う仕組みも導入されており、物価の上昇に対する年金の実質的価値の維持は更に困難になった。その一方で、物価(賃金)が下落した場合には、完全物価スライド制により年金が減額されることになるのであるから、年金受給者の生活は一層厳しいものとなる。

イ (3)イ(平成24年改正法の制定)について

平成24年改正法の立法趣旨のうち、特例水準解消の必要性については争い、その余は認める。同改正法の内容については認める。

ウ (3)ウ(平成25年政令の制定)について

認める。

## 6 第6項(本件処分の適法性)について

全面的に争う。

## 第2 被告第1準備書面「第1の5」訴訟要件に関して

### 1 処分日

処分日は、2013年12月4日である。

## 2 審査請求日

大半の原告は2014年1月31日に、一部の原告は同年2月6日におこなっているが、いずれであっても審査請求期間中である。

## 3 審査請求決定日及び再審査請求日について

被告の指摘を受けて、訴状別紙「年金支給額一覧表」を、本準備書面別紙のとおり改める。

## 4 個別原告について

原告42番、89番、105番については、調査の結果、再審査請求をおこなっていないことが判明したため、訴えを取りさげる予定である。

原告65番、66番、106番についても、調査の結果、再審査請求の期限を途過していることが判明したため、訴えを取りさげる予定である。

### 第3 求釈明1 基礎年金制度と憲法25条との関係について

#### 1 基礎年金額の算出について

原告らは、「昭和60年に基礎年金制度が導入された際、基礎年金の支給額は、生活保護の生活扶助基準額を上回るものと説明されていた。」と主張した（訴状請求の原因第3の1の1項）。

これに対して被告は、昭和60年改正法制定に当たっての政府委員の「基礎年金の基本的な考え方は、やはり老後の生活の基礎的部分を保障するものでなければならない・・・」（乙全第10号証34頁）との答弁を引用し、「高齢者の平均的な生活費のうち、その基礎的な支出を賄うものとして位置づけられ」、「各調査結果を総合的に考慮して、老後の生活の『基礎的部分』の保障として、月額5万円という金額を定めたものである。」（以上、被告第1準備書面24頁）と主張する。その上で、その金額の算出に際しては、「食料費、住居費、光熱費、被服費を生活費の中の基礎的な費目と捉え、これらの費目の合計（「基礎的支出」という）をもって、前記月額5万円という金額を算定する際を目安の一つとした（消費支出から雑費を除いたものを基礎的支出とするもので、雑費の内訳は教養娯楽費、交通通信費、保健医療費、交際費などである。）」（被告第1準備書面25頁）と主張する。

しかし、なぜ教養娯楽費、交通通信費、保健医療費、交際費が雑費とされ、基礎年金額算出目安から控除されたのか。これらの費目は、健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要不可欠なものであり、高齢者世帯の生活費全体の半分近くを占めるものである。とりわけ医療費や交通費は、老後の生活を営む上で絶対に欠かすことのできない、まさに基礎的部分である。当時の高齢者の生活実態は子供世代との同居の割合が高く、相応の援助を得られた点、考慮されているのかもしれないが、現在の高齢者にそのような実態は

なく、より厳しい状況になっている実情が、考慮されなければならない。

## 2 基礎年金と生活保護との関係について

被告は、老齢基礎年金の額と生活保護における生活扶助基準額との関係について、「その目的や役割が大きく異なっている。そのため、老齢基礎年金の額と生活保護における生活保護基準額を単純に比較することはできない・・・」（被告第1準備書面27頁）などと、全く関連性がないかのように主張する。

しかし、被告提出証拠乙全第11号証44頁では、「公的年金は老後の生活の所得保障の柱であり、老後の生活のたしかな支えとならなければならない。」とされており、老後の生活保障という側面において生活保護制度と制度趣旨が共通しているのであるから、金額の算定において全く関連性がないなどということは考え難い。

## 3 求釈明事項

そこで、以下の諸点を明らかにされるよう釈明を求める。

- (1) 老齢基礎年金の年金額算定の根拠の一つである「基礎的支出」の概念について、教養娯楽費、交通通信費、保健医療費、交際費を雑費として同概念から控除した理由について明らかにされたい。
- (2) 「基礎的支出」概念を定めた昭和60年当時の高齢者の生活実態について、どのような同居の家族構成を前提としていたのか。また、その後、高齢者の同居家族は増加したのか、減少したのか。
- (3) 本件処分時においても、基礎年金は老後の生活の基礎的部分を保障するものでなければならないとの見解に変更はないのか。そうであれば、本件処分時における「基礎的支出」（食料費、住居費、光熱費、被服費）の合計額は、1か月何円であると考えて年金改定をおこなったのか。
- (4) 老齢基礎年金の年金額を定めるにあたって、生活保護扶助基準額は一切考慮されなかったのか。仮に考慮されたのであれば、どのような形で考慮されたのか明らかにされたい。
- (5) 被告は、「老齢基礎年金の額が定められた際も、必ずしも、生活保護における生活扶助基準額を上回る必要があるとはされなかったのである。」（被告第1準備書面27頁）と主張するが、具体的にどのような場面の議論において、「生活保護における生活扶助基準額を上回る必要があるとはされなかったのか」明らかではない。そこで、どのような場面でそのような議論がなされたのか明らかにされたい。
- (6) 現在の老齢基礎年金支給額と、生活扶助基準額のどちらの金額が高いのか。

## 第4 求釈明2 物価スライド「特例法」について

### 1 被告の主張

被告は、平成12年度ないし平成14年度は、前々年と比較した前年の年平均の物価指数の変動の比率がマイナスであったため、当時の国年法等に規定された物価スライド制をそのまま適用した場合、年度ごとに年金額の減額決定を行うことが必要であった。ところが、当時の社会情勢に鑑み、前記各年度については、年金額の減額改定を行わない旨の特例措置を採ることとされ、その都度・・特例法が制定された。」(被告第1準備書面29頁)と主張する。

しかし、物価スライド特例法が制定された背景には、年金受給者の生活の維持と景気回復を図る意図があった。それを、単に「当時の社会情勢に鑑み」と説明するのみでは、同法の立法事実、そして、これに基づく立法趣旨等が明らかにならず、それどころか、年金受給者が不当に高額な年金を受給していたかのようである。

### 2 求釈明事項

そこで、以下の点について釈明を求める。

- (1) 物価スライド特例法制定に至った立法事実をなお具体的に明らかにされ、これに基づく立法趣旨を明らかにされたい。
- (2) 物価スライド特例法が制定された背景とされる「当時の社会経済情勢」の具体的内容について、明らかにされたい。

## 第5 求釈明3 「特例水準」解消の必要性に関して

### 1 被告の主張

被告は、「我が国の年金制度の財政方式は、制度に加入している現役世代(被保険者)が負担する保険料を財源として、仕送りのようにその時の高齢者等の年金給付に充てる、世代と世代の支え合いである『賦課方式』を原則として採用していた。・・そのため、(本来水準の年金額)を超えて年金を支給した場合、その分、現役世代に本来以上の負担を掛けることとなり、結果として、世代間の不公平感を招きかねないもの」あり(被告第1準備書面31頁)、「このような状態が続けば・・年金制度の持続可能性を損なうこととなりかねないものである。」(被告第1準備書面43頁)として、平成24年改正法の制定により、「特例水準」を解消するに至ったと主張する。

また、被告は、平成16年改正法でマクロ経済スライド制が採用されて「特例水準」の解消がうたわれることになった理由について、「仮に特例水準が維持されたまま、特例水準解消前の本来水準の年金額にマクロ経済スライドによる調整を行った場合、物価(賃金)が上昇してもスライド調整率だけ、

物価（賃金）上昇分が年金額に反映されないため、その分特例水準との差が縮まらないこととなり、特例水準の解消に長時間要することになる。」（被告第1準備書面39頁）とし、「その結果、マクロ経済スライドの適用が長期化し、現在特例水準という本来水準よりも高い年金給付のために必要な保険料を負担している現役世代が、将来年金給付を受け取る際、マクロ経済スライドによって所得代替率・・・が低下した水準の年金給付しか受けられず、世代間の公平を欠くことになりかねないのである。」（被告第1準備書面40頁）と主張する。

## 2 求釈明事項

そこで以下について釈明を求める。

- (1) 被告は「特例水準」により現役世代に本来以上の負担を掛けることになるといって主張されるが、「特例水準」の年金を支給した場合とそうでない場合とで、現役世代の負担額にどのような差異が生じるのか、その具体的な内容・程度を明らかにされたい。
- (2) 平成24年改正法で「特例水準」の解消が行われたとするが、このような方式を採用するにあたり、年金受給者の年金水準、生活実態、「特例水準」の解消を理由に年金額を低下させることによる不利益の内容・程度について、検討が行われた否か。行われたとすれば、どこでどのような検討が行われたか、及び、その検討の内容を明らかにされたい。
- (3) 平成25年から平成27年の3年間で「特例水準」を解消しなければならなかった必要性について、どこでどのように検討されたのか、その内容を具体的に明らかにされたい。
- (4) マクロ経済スライドの適用が予定されている期間を、その根拠とともに明らかにされたい。

## 第6 求釈明4 「特例水準」の「解消」に関して

### 1 被告の主張

被告は、「平成12年度については、前々年と比較した前年の年平均の物価指数の変動率が、マイナス0、3%（平成10年平均と比較した平成11年平均の変動の比率）であった。」（被告第1準備書面30頁）「平成13年度についても、前々年と比較した前年の年平均の物価指数の変動の比率はマイナス0、7%（平成11年平均と比較した平成12年平均の変動の比率）であった。」（被告第1準備書面32頁）「平成14年度についても、前々年と比較した前年の年平均の物価指数の変動の比率はマイナス0、7%（平成12年平均と比較した平成13年平均の変動の比率）であった。」（被告第1準備書面34頁）と指摘する。その上で、平成12～14年度に制定された

各特例法によって、年金額がいずれも据え置かれ、「その結果、平成14年度の時点で、特例水準として支給される年金額は、本来水準より1、7%高い水準の金額となった・・・」（被告第1準備書面34頁）と主張し、この差を「特例水準」という。

その後、被告第1準備書面に添付された別紙「本来水準と特例水準の年金額改定の推移」によれば、平成15年度～平成18年度までは、前年平均の物価指数の下落変動率と年金支給額の下落変動率は同じとなっている。従って、平成17年時度点でも本来水準より支給金額が1、7%高くなった状況のままであった。

ところが、その後、物価指数は、1年目0、3%、2年目0%、3年目1、4%と、3年間合計で1、7%上昇している。にもかかわらずその間、年金支給額は据え置かれたままである。

## 2 求釈明事項

そこで、平成12年～14年制定の特例法によって特例とされた本来水準との1、7%の差は、平成18年度～20年度の3年間で物価指数が1、7%上昇したにもかかわらず年金支給額が据え置かれたことによって、解消されたことになるのではないか。

## 第7 求釈明5 年金積立金について

### 1 被告の主張

被告は、年金制度の財政方式について、「賦課方式を原則として採用していた。」（被告準備書面31頁）と説明するとともに、「なお、その上で、一定の積立金を保有し、その運用益等についても年金給付に活用し、また、基礎年金の給付については国庫負担も充てていた。」（被告第1準備書面31頁下欄外）と主張する。

この年金積立金に関しては、近年、積立額が膨大な金額に及んでいること、その50%が株価対策に充てられ、この結果現在では国がわが国の主な企業の殆どの筆頭株主となっていること、などが指摘されている。賦課方式とするのであれば、巨額の積立金を保有し続ける必要はなく、年金支給額に加算することに支障はないはずである。

### 2 求釈明事項

そこで以下の点について釈明を求める。

- (1) 年金積立金の収入費目と費目ごとの金額及び支出費目と支出費目ごとの金額並びに残高について、平成12年度から平成27年年度まで各年度の積立金会計を明らかにされたい。
- (2) 年金積立金が今後増額等していくと予測される金額の推移を明らかに



されたい。

- (3) 被告は、「現在の受給者に高い水準の年金を支給し続けた場合、その分将来の受給者の給付を賄うための財源が減少し、将来世代の給付水準が低下することとなりかねない状態であった。」(被告準備書面43頁)と主張する。ここで被告のいう「将来の受給者の給付を賄うための財源」とは年金積立金を含むのか。そうであるならば、「特例水準」が従前のまま続けば、具体的に年金積立金がどれだけ目減りすることになるのか明らかにされたい。
- (4) 「特例水準」が解消される前の水準を継続した場合、年金積立金の目減りが、将来における年金の給付水準にどれだけの影響を与えることになるのかを明らかにされたい。
- (5) 年金積立金を年金支給額の財源として充当していく時期、その理由を明らかにされたい。

以上